

第一章 總則

- 加一 本聯合會は日本労働同盟東京聯合會と称し、事務所を東京に置く。
- 加二 本聯合會は日本労働同盟の東京地方に在ける同盟本部及び加盟組合の連絡統一統制並に一切の運動を指導し其の活動を敏活ならしめ併せて單一労働組合への完成を期し促進するを以て目的とする。

加三 本聯合會は前項の目的を達成するため左の専門部を置く。

- 一、政治部
- 二、教育部
- 三、組織宣傳部
- 四、争議部
- 五、婦人部
- 六、産業清致部
- 七、青年部
- 八、法律部
- 九、事業部

加四 本聯合會は東京地方に在ける日本労働同盟所属の組合を以て組織す。

第二章 機関

- 加五 本聯合會には左の機關を置く。
  - 一、大會
  - 二、執行委員会
  - 三、常任執行委員会

加六 大會は代議員及び執行委員、常任執行委員を以て構成し二年毎に執行委員長を選出する。但し執行委員の二以上が臨時大會を要求し在る場合は執行委員を選出するを要するものとする。

- (1) 代議員は各組合二十五名に於て一名の割合を以て選出する。
- (2) 大會の議長及び副議長は大會を召集の中より互選す。
- (3) 大會の議事は過半数を以て決し、可否同数なるときは議長の決議に依るものとする。

(4) 大會並に執行委員会に於て緊急の場合に議案提出する場合は大會に於ては十名以上、中央執行委員会に於ては三名以上の賛成者の姓名、組合名を記し、大會は執行委員会、執行委員会は議長に提出し承認を得たるものは取扱ひするものとする。

加七 執行委員会は大會に於て決議被問として執行委員並に常任執行委員を以て構成し執行委員の二以上を組織す。